

「地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究会」

第7回議事概要

日 時：平成26年3月17日（月）15：30～17：30

場 所：総務省 10階 総務省第1会議室

出席者：宇賀座長、伊東座長代理、大杉委員、片岡委員、北村喜宣委員、北村亘委員、高橋委員、西村委員、村上委員

事務局：門山自治行政局長、山崎大臣官房審議官、時澤行政課長、篠原住民制度課長、原市町村課長、三橋給与能率推進室長、小川行政経営支援室長 ほか

【議事次第】

- (1) 開会
- (2) 報告書（構成案）について
- (3) 報告書（案）について
- (4) 閉会

【報告書（構成案）及び報告書（案）について】

- 事務局より、配付資料に基づき説明。

- 「条例による規定領域の拡大×基本的な行政制度における法律中心主義」は、地方自治体の独自性をより広く認める方向での記述だが、「地方自治体独自の業務フローや帳票様式×情報システムの刷新」では、業務標準化の後押しをするとある。この2つは矛盾するものではないか。

地方自治体の独自性尊重を基本としつつ、住民票の様式など明らかに統一した方が効率的であり、かつ、地方自治を阻害するおそれがないものについては、統一するメリットを強調している。また、法と条例の関係は常に論争的などころではあるが、まずは地方自治体実践を重ねていく中で、双方の調整が必要な部分について課題や方向性を見出す方法があるのではないかと考えを記している。

- 地方自治体に対して今の法令の範囲内で工夫してほしいと言うのはよいが、行政代執行手続の整備など、国の法令を見直さないとできないものもある。その検討を求めることも必要ではないか。

個別法で法律の留保が厳格すぎる箇所は見直しの必要もあるのではないかと趣旨を記述するよう検討したい。

- 今後、この指針に基づいて、誰が何をどのように行っていくのか。

総務省の研究会であるため、名宛人は一義的には総務省であるが、地方自治行政のあり方を論じているという意味で、地方自治体も名宛人であるという認識。さらに、総務省は、他省庁の地方自治にかかわる制度に対して意見を申し述べることを任務としており、その際の指針として機能することも期待している。

- 資料18ページの最初の「独自条例」は、公害防止条例のように法律とは別に一本立ちする条例をイメージしているが、第3パラグラフの「独自条例」は、地域の特性に対応するための条例という意味で法律と一緒に動くものも含むことから、「条例」という言い方でよいのではないかと。また、条例の規定領域が制約されていると感じているのは、法令による規律が広く深くなっており、結局、条例の入るすき間がないという認識があるためだが、すき間がなくても法令による規律を条例で修正することは可能であるということではどうか。

第2次分権改革で採られた現実の方策は、いわゆるすき間を広げることによって、地方自治体の裁量を広げることであったが、地方自治法の「法律の範囲内」とは、必ずしもそれにとどまるものではないと認識している。

- 資料19ページにおいて国の省庁も解釈を積極的に示すべきとされているが、実際には「自治事務であり自分で考えて下さい」とよく言われると聞く。この指針のようなことが期待できるか。

官民関係におけるノー・アクションレターやアドバンス・ルーリングを国地方関係にも応用できるのではないかと考え。また、資料19ページに「条例と法律の整合性・適合性確保に資する」とあるように、法律と条例の関係が整合的になるよう解釈を示すことは各省庁の責務でもあろうとの趣旨も記している。

- 国の省庁が個別法における解釈を積極的に示すと、条例制定が制約される方向に振れ

る可能性もある。地方自治体が条例を積極的に制定できるよう、必要な解釈が示されるようにすべきとの趣旨を記載してはどうか。

「求めに応じ」という書きぶりで表現したつもりであったが、ご指摘の懸念もあるので、より丁寧な記述を検討したい。

- 資料22ページの「おわりに」では、対立する理念を調整する際には、これまでのように中庸を目指すばかりではなく、場合によっては選択や決断が必要なこともあることを明記した方がよいのではないか。

資料19ページで「改革の理念と効果を検証のうえ承認し」としているのがその趣旨であるが、「おわりに」でも記述するよう工夫したい。

- 「文書決裁プロセスを通じた意思形成×職員構成の偏り・庁内LANの導入」では、決裁や暗黙知の形成に代表される職場文化がなくなったことを例示しているが、それを代替する具体的な提案はあるか。

地方自治体でもメンター制の導入が始まっているといった事例を記述している。他に例があればご教示いただきたい。

管理職（ミドル）の役割の見直しが求められている。人を育てる、人が育つ環境づくりが重要であり、そのための一つの方策が業務の標準化で余裕を生み出すことかもしれない。

- 現在、フラット型の組織をピラミッド型に戻すということは現実的か。

できるものなら再構築したいところであろうが、長年の行革や人口減少の下で職員の採用人数は少なくなっており、ピラミッド型を回復することはすでに困難な現状。

- 資料14ページの「改革理念の干渉型」とあるが、もとより矛盾した改革だったわけではない。地方自治体の職員が読んだ時にどう感じるか、若干心配なところがある。

「干渉」という言葉が強すぎるのかもしれない。お互いに害し合うのではなく、両方

をアウフヘーベンするような言い方はできないか。

もう少し中立的な「並立」を使ってはどうか。

衝突のような意味の強い「干渉」に代えて、調整・統合を要するという別の言い方を検討したい。

- 提言の名宛人を明示した方がよいのではないか。法令の企画立案の話、条例規則の立案の話、制度の運営改善の話があるが、それぞれ主体が異なるものである。

名宛人がはっきりするよう、それぞれ書きわけるようにしたい。

- 10年後、20年後には人口がこんなに減少し、地方はこのように激変するということを示すと、地方自治体では根本的に変えないといけないという気になるのではないか。その際に一つのパターンだけではなく、複数パターンを示し、それを地方自治体を選ぶことが重要。

次は、2050年時点の人口9,500万人を前提として、地方自治体の経営をどうするかを検討することが必要かもしれない。

以上